

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長殿
【提出日】 2020年7月31日提出
【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】 西脇 保宏
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】 03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ブラジル・ボンド・オープン（年1回決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月20日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正致します。

下線部が訂正部分です。

第三部 【委託会社等の情報】

第2 【その他の関係法人の概況】

< 訂正前 >

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2019年 3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	
内藤証券株式会社	3,002	
松井証券株式会社	11,945	
松阪証券株式会社	100	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社足利銀行	36,986	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250	
株式会社沖縄銀行	22,725	
株式会社きらぼし銀行	43,734	
株式会社きらやか銀行	22,700	
株式会社佐賀共栄銀行	2,679	
株式会社清水銀行	10,816	

< 略 >

3 【資本関係】

< 略 >

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

*再信託受託会社は、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

<訂正後>

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2020年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2020年 3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	
<u>きらぼしライフデザイン証券株式会社</u>	<u>3,000</u>	
内藤証券株式会社	3,002	
松井証券株式会社	11,945	
松阪証券株式会社	100	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社足利銀行	<u>135,000</u>	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社イオン銀行	51,250	
株式会社沖縄銀行	22,725	
株式会社きらぼし銀行	43,734	
株式会社きらやか銀行	22,700	
株式会社佐賀共栄銀行	2,679	
株式会社清水銀行	10,816	

< 略 >

3 【資本関係】

< 略 >

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。